

## 下瀬谷中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定（令和 5 年 4 月 1 日改定）

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法…平成 25 年法律第 71 号 第一章総則 定義 第二条）

ア この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

ア 学校全体で、いじめが起きないような学校の風土作り、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成に努める。

イ いじめのない社会実現に向け、学校・保護者・地域社会はそれぞれの役割を自覚し活動するとともに、子ども自身もいじめを許さない子ども社会の実現に努める。

ウ いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめに対する適切な対応、措置に努める。

エ 学校全体で、いじめほどの子どもにも起こりうるもっとも身近で深刻な人権侵害であるとの認識を持ち、いじめを起こさせない風土作り、いじめを見逃さない環境作りに努める。

### 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

ア 校長、副校長、主幹教諭、生徒指導専任、学年主任、個別支援級代表、生徒支援部、養護教諭、SC

イ 必要に応じて心理や福祉の専門家、医師、警察官経験者などの外部専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

ア 月に 4 回程度、定期的を開催する。いじめの疑いがある段階で、直ちに臨時開催する。

イ 管理職等の責任者は、組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画を作成し、実行・検証を行い、年度末に修正を行う。同時に学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを点検し、見直しを行う。

イ 定期的な教育相談の計画、実施やスクールカウンセラーの効果的な活用法などについての情報提供や相談環境の整備、調整などを図る。

ウ いじめを察知した場合には、校内委員会で情報共有し、関係生徒に対する聴き取り調査等により事実関係の把握を行う。

エ いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針等の決定を行い、保護者との連携や対応等を組織的に実施する。

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめの未然防止

- ア いじめは、重大な人権侵害であり、自分や他人を傷つけてはならないことや、かけがえのない生命を尊重することについて深く考え、自分を大切にするとともに、他を思いやる心を育てる指導を繰り返し行う。
- イ いじめに対する意識向上を図るため、学活・道徳を中心にすべての教育活動を通していじめ防止についての指導に取り組む。
- ウ いじめに関する職員研修を適時実施し、全職員の共通理解を図るとともに、教職員一人ひとりの人権感覚を高め資質向上に努める。
- エ 携帯電話の取り扱いについては、授業等を通し情報モラル教育を推進するとともに、面談時などでは、保護者とペアレンタルコントロールの重要性を共有し、各家庭において実行する。

#### (2) いじめの早期発見

- ア 生徒との信頼関係作りを大切にし、いつも生徒の中にいるように心がける。
- イ 生徒が悩みや不安などについて気軽に安心して相談できる機会や窓口を設ける。
- ウ 定期的な教育相談の充実を図る。
- エ スクールカウンセラーとの連携に努める。
- オ 教職員の連携を大切にし、定期的な会議の場だけではなく、常に情報交換を行い、生徒の変化を見逃さない体制を作る。
- カ 保護者、地域との連携を大切にし、生徒と一緒に見守る体制を作る。
- キ いじめ解決一斉キャンペーンを実施し、アンケートの結果を考察し、各学年のアクションプランを作成する。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒の安全確保を最優先に考え、いじめを受けた生徒の状況に合わせたケアを行う。
- イ いじめを察知した時点で速やかに学校いじめ防止対策委員会への報告・相談し、情報収集を行い、組織的に指導体制を作り、すべての教職員で情報を共有する。
- ウ 各教職員は、学校いじめ防止対策委員会の方針等に沿って、いじめに係る情報を記録する。
- エ いじめを行った生徒に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- オ 再発防止に向けて家庭との協力のもと適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導および支援をおこなう。また、必要に応じ関係機関とも連携していく。

#### (4) いじめの解消

- ア いじめの解消の要件…いじめの解消には、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
    - (ア) 目安として、少なくとも3か月、いじめの行為が止んでいること。
    - (イ) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- これらのことを、いじめを受けた生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

いじめの解消に向けて

(ア) いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

(イ) 支援継続のため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含むプランを策定し、実行する。

(5) 教職員等への研修

教育委員会主催の生徒理解やいじめに係る研修や説明会等に参加した管理職や生徒指導専任教諭が、校内で全職員に周知するとともに、事例検討などの研修を行う。

(6) 地域との連携

「中学校区学校・家庭・地域連携事業」である下瀬谷中学校区児童生徒健全育成協議会を活用し、学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、見守り活動等を協働して取り組む。

(7) いじめ防止等の取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、生徒理解研修 教育相談①、新入生オリエンテーション	・入学式、家庭訪問、学級懇談会① ・いじめ防止基本方針の周知
5月	小中ブロック会議①、学校生活アンケート①(YP)、生徒 総会 いじめ早期発見アンケート (記名式)	・学校説明会
6月		・健全育成協議会 (学・家・地連事業) にていじめ防止基本方針説明
7月	横浜子ども会議 (中学校ブロック) 人権作文	・個人面談① ・まちの教育座談会「だれもが気持ちよ く過ごせる学校」をテーマに発表
8月	横浜子ども会議 (区)	
9月	小中ブロック会議②、教育相談②	
10月	横浜子ども会議を受け、「いじめ解決」について 全校評議会で提案	
11月	各学級常任委員会による「いじめ対策」検討 生活アンケート②(YP)	・学級懇談会②
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン (アンケート・結果考察) 各学級常任委員会による「いじめ対策」実施	・個人面談②
1月	いじめ解決アクションプランの作成 小中ブロック会議③	
2月		・健全育成協議会にて学校評価 ・新入生保護者説明会・学級懇談会③
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会 (月4回程度・随時) 中学校ブロック専任会 (月1回) いじめに係る生徒理解研修 (随時) 道徳・学活での人権の尊重についての授業(YP含む)	

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

ア いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

イ ここでの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

ウ ここでの「相当の期間」については、国の基本方針での不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握できるように努める。

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

## 6 その他

ア 本校いじめ防止基本方針の策定日は平成 26 年 4 月 1 日とする。

イ 必要があると認められるときは速やかに基本方針を見直し、現状に即したものとする。

ウ 平成 27 年 4 月 1 日に一部改定

エ 本校の「いじめ防止基本方針」は「横浜市いじめ防止基本方針」平成 25 年 12 月(平成 29 年 10 月改定)に準じて、平成 30 年 2 月 1 日に改定

オ 令和 3 年 3 月 1 日に一部改定

カ 令和 4 年 4 月 1 日に一部改定

キ 令和 5 年 4 月 1 日に一部改訂